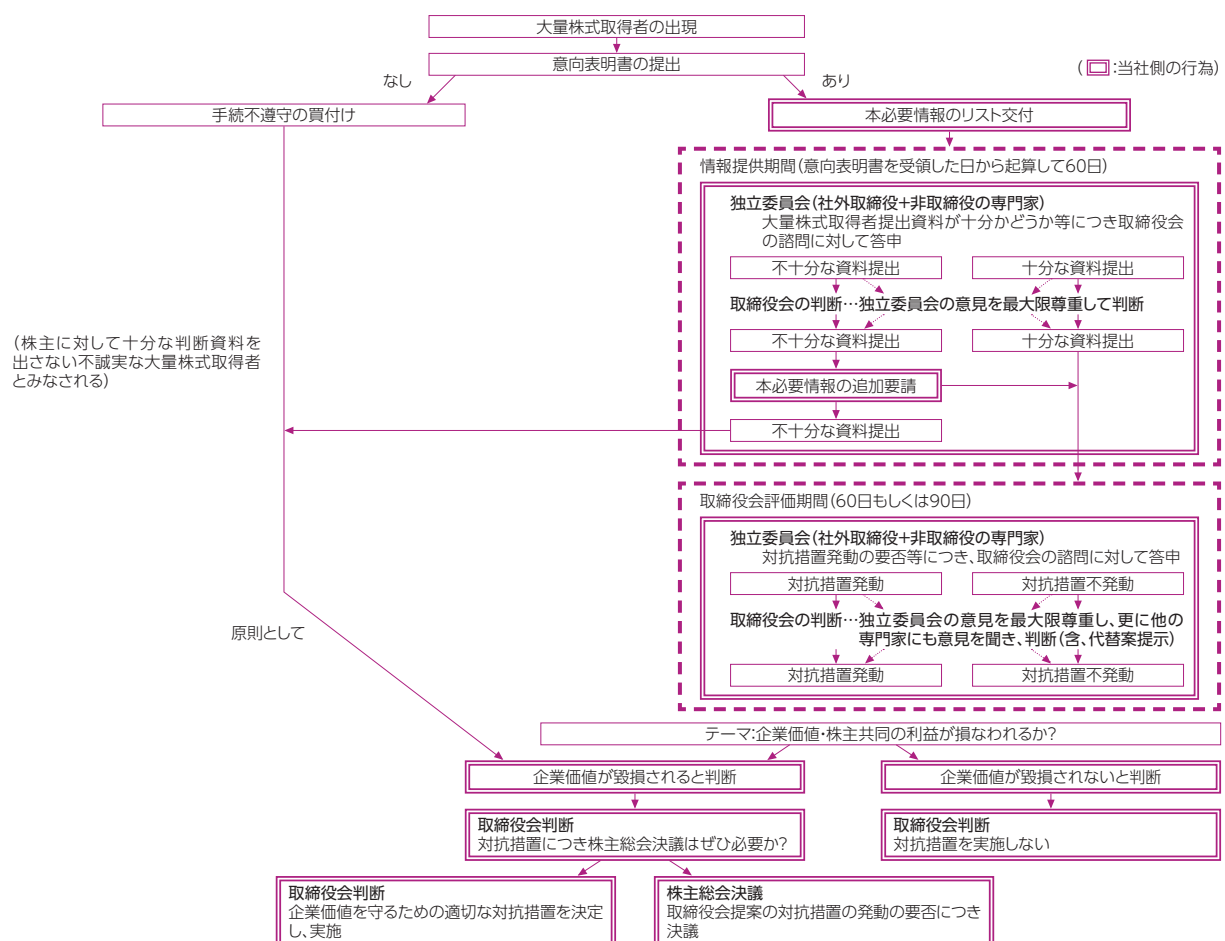


本件方針に係る手続・判断の流れ



(注) 1. 双方の資料・意見は、原則として都度、可及的速やかに公表します。

2. 対抗措置発動の場合の対抗措置の具体的な内容は、その実施が相当と認められる限り、原則として、行使条件差別型新株予約権の発行とします。